

# 大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託要項

平成27年5月8日  
高等教育局長裁定  
平成28年3月10日一部改正  
令和2年6月19日一部改正

## 1. 趣 旨

2025年には3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となり、現在の我が国の医療・介護サービスの提供体制では十分に対応できないことが見込まれている。このため、高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保することで、住み慣れた地域での継続的な生活を可能とすることが必要とされている。

本調査研究は、これらを実現するため、医師、歯科医師、その他の医療関係職種について、大学・大学院及び大学附属病院における今後の人材養成の在り方及びそのための環境整備の在り方等を検討し、将来の医療提供体制の構築及び研究開発体制の整備に貢献することを目的とするものである。

## 2. 委託業務の内容

我が国における今後の社会・経済構造の変化に伴う保健医療分野のニーズに対応するため、大学・大学院及び大学附属病院における医療人養成の在り方及びそのための環境整備の在り方等について検討するための調査研究を実施する。具体的な調査研究内容については、別途定める公募要領によるものとする。

## 3. 業務の委託先

本事業に係る委託業務の実施主体として、高等教育局長が適当であると認めた国公立大学（短期大学を含む）を設置する法人等、独立行政法人、学協会、民間の調査研究機関等（以下「大学等」という。）。

## 4. 委託期間

原則として、委託契約の締結日から当該年度末日までとする。

## 5. 委託手続

- (1) 大学等が事業の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文部科学省に提出するものとする。
- (2) 文部科学省は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合は、大学等に対し調査研究を委託する。

## 6. 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で業務に要する経費を委託費として支出する。

(2) 文部科学省は、大学等が本契約の定め違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めるときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

## 7. 業務完了の報告

大学等は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、終了した日から30日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなければならない。

## 8. 委託費の額の確定

(1) 文部科学省は、上記7により提出された委託業務完了報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、大学等へ通知するものとする。

(2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

## 9. その他

(1) 文部科学省は、大学等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。

(2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、大学等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。

(3) 文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況その他必要な事項について、ヒアリングを実施し報告を求め、又は実態調査を行うことができる。

(4) 大学等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。

(5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。